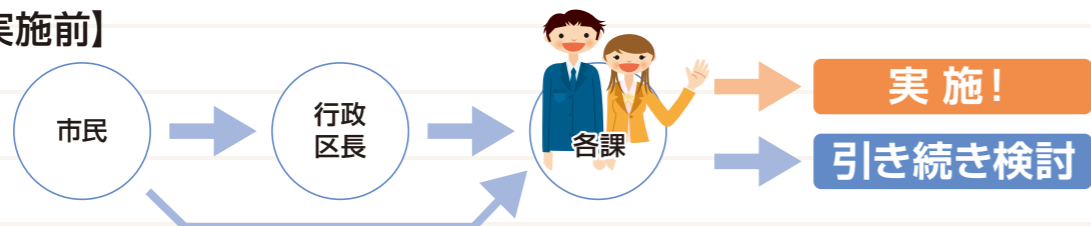


地域自治区制度が始まると、どうなるの？

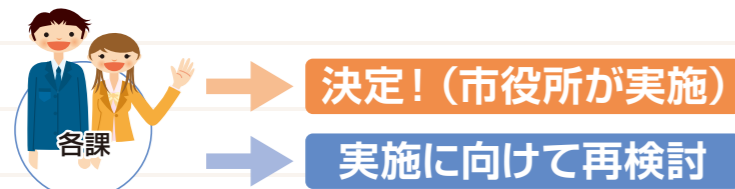
【実施前】



【地域自治区制度実施後】



1 各課予算（従来の市役所のしくみ）



2 地域自治区予算（使い道を市民が考える予算）



3 地域活動交付金（市民による地域課題解決を支援）



地域自治区制度 Q&A

Q 地域自治区予算の対象事業は？
A 市役所が担当する事業が対象です。市全体を考えて行うものや災害など緊急対策として行うものなどは対象外になると考えています。

Q 地域活動交付金の対象事業は？
A 次の要件を全て満たした事業です。
①地域自治区内で行う地域課題解決や活性化につながる活動
②市民自らが取り組む活動
③地域協議会が認める活動
ただし、宗教的・政治的な活動、個人の利益につながる活動は対象外です。

地域自治区予算の流れ

地域の課題や意見を基に、地域協議会が事業計画を作成し、市役所が行う予算案として提案します。

- 1 地域課題の把握・整理（7月）**
行政区長要望や市民相談などのうち、未解決課題などを自治振興事務所が整理します。
- 2 予算化し、解決する事業の決定（7月）**
自治振興事務所が整理した課題を参考に地域協議会で議論し、解決したい事業を決定します。
- 3 事業計画案の作成（8月～9月）**
【地域協議会】
・事業計画案を作成します。
・地区の皆さんに周知し、意見を求めます。
【自治振興事務所】
・事業の積算、事務サポート、事業の方法などを提案します。
- 4 事業計画案の提出（10月）**
取りまとめた意見を計画案に反映し、事業計画案を完成させ、地域協議会から市長へ建議します。
- 5 予算議決（3月）**
市長は、事業計画案を予算案として、市議会に提案します。議決されると・・・
- 6 市役所担当課による事業実施（翌年度）**
（例）平成25年度に計画したものは、平成26年度に実施します。

地域活動交付金の流れ

地域自治区内の社会的な地域課題などを、市民自らが解決に向けて行う活動に対する交付金です。

- 1 募集要項の作成（前年度3月）**
地域協議会が、地域活動交付金募集要項を作成します。
- 2 募集（4月～6月）**
【申請書の提出場所】
・活動を考えている地域自治区の自治振興事務所
※申請書の配布や必要書類などの書き方、活動に関する相談や助言も行います。
- 3 審査準備（5月～6月）**
【自治振興事務所】
・書類の不備などの検査や審査準備を行います。
【地域協議会】
・申請内容を確認し、活動に関する疑問点などをチェックします。
- 4 地域協議会の審査（6月～7月）**
【申請団体】
・事業に対する思いや事業内容について提案します。採択されると・・・
- 5 事業実施（7月～2月）**
事業に伴う交付金の手続きや実績報告書の提出なども行います。
- 6 地域活動事業報告会（3月）**
地域活動の様子や成果などを発表し、情報共有を図ります。

※時期は目安です。

地域自治区制度 Q&A

Q 特定の地区での事業ばかり行われることはないか？
A 地域協議会での検討結果や会議の内容は公表し、皆さんへの周知とともに意見をいただく機会を設けます。また、同一事業は回り番にするなど、地域が均等になるような助言を自治振興事務所が積極的に提案します。

Q めざせ明日のまちづくり事業はどうなるの？
A 地域自治区の区割りをまたいで行うような広い範囲で行う活動を対象とした制度として行います。